

**教育報告**

## 教養教育科目における法教育事始め —遠隔授業初年度での実施例—

上田 理恵子

今年度前期の担当授業では、法実務に関わる方々のご協力を得て、遠隔授業という制約はあっても法教育に関わる三つの取組が実施できた。法情報出前講義、熊本県弁護士会法教育委員会の開発教材およびセミナー資料を活用した授業である。ローライブラリアンによるオンライン出前講義では、学生の身近な関心事について法情報を集める方法を学修させ、今後の対応について示唆を得た。教材案「労働者の保護」はアルバイトや就職にあたっての注意喚起となり、新入生ガイダンスの補足もできた。法教育セミナー資料を活用した模擬ADR体験では、授業の流れに配慮することで、訴訟との比較考察や調停人の役割への理解が深まったことが、受講生の感想から認められた。

### 1. はじめに—本稿の目的と背景

本稿では、2020年度前期に実施した授業のなかから、法実務に携わる皆様からのご協力を得て実施した取組事例の成果と課題を検証する。

報告者は20年間勤めた熊本を離れ、2020年3月から本学に在職している。本学で迎えた最初の学期は、思いもかけない遠隔授業となった。富山という新しい環境のなかで、もともと苦手な情報機器操作に振り回され、いまだに何かとうろたえることも多い。

それでも何とか学期を終了するまでに至ったのは、さまざまな方からご支援・ご協力がいただけたからである。技術面では本学の教養教育院や教養教育支援室、情報政策課の皆様に繰り返しご教示いただいた。異例の新学期を迎えることになった学生の皆さんは、自分たちこそ心細いだろうに、教員の弱音やごちない機器操作に寛大さと辛抱強さをもって付き合ってくださいました。内容面では学外からのご協力を得て、法教育の取組を実施することができた。それらの取組について早いうちに報告しておくことで、反省点や今後に向けての参考事例を共有できれば幸いである。

ここにいう「法教育」の定義は一律ではない。手厳しい批判にさらされつつも、いたるところで用いられてきたのは「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価、

値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育<sup>1</sup>という法務省の定義である。少なくとも、「法教育」という用語が教育現場に普及する直接のきっかけとなった司法制度改革を先導する立場である以上、見過ごされるわけにはいかない。2001年の司法制度改革審議会意見書<sup>2</sup>によれば、グローバル社会に対応し、国民の期待に応える司法制度の構築をめざすため、三つの柱が建てられた。「司法機関の組織改革」、「法曹人口の増加」、そして「国民的基盤の確立」である。法教育の普及は、裁判員制度の導入と並び、第三の「国民的基盤」を充実させるために取り組まれるべき課題となった。2003年には法務省内で法教育研究会が発足し、中学校向けの教材『はじめての法教育』が翌年には公開された<sup>3</sup>。以後、法曹界、教育界相互の交流を通じて多種多様な教材案や取組が紹介されてきた<sup>4</sup>。

一連の定義を整理されたうえで、塩川泰子弁護士は実務家の立場から、法教育を「対話を通じて、利害関係の対立や意見の相違がある人たちが共生するための合意を形成するための練習」であると説明された<sup>5</sup>。そこでは「問題を発見し、分析し、妥当な解決案を考え出す」という「アクション」の部分が重視される。従来からのさまざまな説明や実践、法実務家や法教育者等で異なる視点を否定するのではなく、ともに生かしていく取組なのだという。このほか、大学教育における法教育の必要性を主張されるのは、中高の教員経験を経て大学法学部現職教員となられた長島光一氏である。法が「身近」であること、さまざまな考え方があること、法について当事者意識を持たせるための取組が、個別の法分野の学修と並んで必要である、と強調しておられる<sup>6</sup>。

さらに、個別の法学分野の研究者の側でも、「法教育」が1つの専門分野ないし業界として確立しつつある現状に鑑み、学校教育現場や法実務家とともに「法教育と法学とのキャッチボールの機会を増やし」つつ「何が伝えるべき法の核心／法学であるか」という問いを考えようとする取組が始まりつつある<sup>7</sup>。

以上のような議論や動向を参考としながら、先達の皆様に相談しつつ教養教育専従者である報告者が目指したのは、受講生自身が主体的な作業・議論を通じて、法に関わる意欲や態度を獲得することであった。

以下の手順としては、学期全体を通じた担当授業の実施概要を確認したあと、三つの取組内容を報告し、まとめへと進める。

## 2. 担当授業の実施概要

前期に担当した授業科目と受講者数は「市民生活と法」（月曜3限、火曜1限）2クラス同一内容で

<sup>1</sup> 法務省 <http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>（最終閲覧2020年11月20日）

<sup>2</sup> 首相官邸 [www.kantei.go.jp](http://www.kantei.go.jp)（最終閲覧2020年11月20日）

<sup>3</sup> 教材案については法務省のサイト参照。 [http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\\_00037.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00037.html)（最終閲覧2020年11月20日）

<sup>4</sup> 法教育フォーラム <http://www.houkyouiku.jp>（最終閲覧2020年11月20日）

<sup>5</sup> 江口勇治ほか「パネルディスカッション 法教育のこれから—学会設立10年を振り返りながら」法と教育10号（2019）88-89頁〔塩川泰子発言〕

<sup>6</sup> 同上92頁〔長島光一発言〕

<sup>7</sup> 小粥太郎ほか「特集 法の核心／法学の基本—法教育を素材に考える」法律時報1146号（2020年1月）4頁〔企画趣旨〕

それぞれ 155 人（うち 1 年生 124 人）と 98 人（うち 1 年生 81 人）、「経済生活と法」（火曜 3 限）168 人（うち 1 年生 166 人）、「日本国憲法」（水曜 2 限）73 人（うち 1 年生 40 人）であった。

遠隔授業が決まったとき、使用機器の性能や自身の操作技術に少なからず不安があった。そこで、ひとまず、テキストを指定しておいた「日本国憲法」と「市民生活と法」については、その内容に沿って、レジュメと資料を本学の学習支援システム（Moodle）に準備し、自習のうえ課題を提出させる方針とした。

本学の「日本国憲法」はなるべく後期に開講数を固める方針をとっていると聞かされた。したがって、前期開講の「日本国憲法」には過年度生が多かったせいか、受講生の多くは課題の提出も手早かった。学期の後半になってオンラインによる同時配信も開始したとき、「資料だけよりわかりやすい」と感謝する声もある一方で、「（オンライン使用は）約束が違う」「すでに予定を入れてしまっているのに」といったクレームも複数に上った。したがって、この科目では指定教科書に沿った解説と課題提出というガイダンス時の方針を最終回まで貫いた。最近の主権者教育も含め、アクティブラーニングを導入した実践例は憲法でこそ活発ではあるが、本学での試みは次年度以降に持ち越されることとなった。

これに対して、「経済生活と法」の状況は深刻に思えた。着任前に教えていただいたのは、おおよそ「市民生活と法」は民法、「経済生活と法」は商法や経済法等を専門とする教員が担当することが多い、ということだけであった。もとより報告者はどちらも専門とはしない。過年度のシラバスを拝見しても、会社法や独占禁止法、労働法や金融取引と多岐にわたり、しかも自分自身が教わったこともないような内容も多かった。担当教員の皆様の方針もさまざまで、ご自身の専門内容を初学者向けにかみくだいて説明することに努める方もあれば、「専門科目ではできないようなテーマを自由に設定して」講じられる方もあるという。受講者情報も 1 年生から 4 年生までが対象、としか知らされていない。

そこで、この科目では「近代私法の原則とその修正を考える」というテーマに沿って、契約の当事者に力の差が生ずる事案や社会法に関する個別の判例や文献を検討させることや、消費生活センターや労働基準局等、地域の関連機関や諸団体の皆様との連携の機会を設けるという計画を手探りでたててみた。あえてテキストを指定しなかったのは主体的な図書館利用・資料収集を促したかったからである。ところが、報告者自身が利用手続きにとまどっている間に、図書館は慌ただしく閉館になってしまった。しかも、事前の予想を裏切り、ほとんどの受講生は 1 年生であった。

こうした想定外ばかりの事態に直面しても、内容や方法については学内で相談する場もないのが現状である。仕方なく、学生から「シラバスと一致していなかった」というクレームを学期末に受けるのは覚悟のうえで、独りで授業計画の差し替えをこつこつと重ねつつ、やっとの思いで 15 回分を終了した。しかし一方では、後述のように法情報出前講座や法実務家の教材案など、学外からのご協力を得て、複数の取組をあれこれ試す機会となった。加えて、活動内容は他稿に譲るが、県内の博物館や資料館が再開するのを待ちかねて出向いた動機も、この授業の資料を求めてのことである。

「市民生活と法」は総合的な法学入門の科目として計画した。テキストを指定していたので安心したのも束の間、2 クラスあわせて 253 人という受講者数に教科書の発注数が追い付かず、在庫の品切

れになった。授業開始当初は、教科書が入手できないために課題の提出が遅れることを心配した学生たちから次々とメールが寄せられ、対応に時間を費やした。一方ではそれが、苦手なオンライン・ミーティングに挑戦するきっかけともなった。DVDの視聴から始め、失敗も経験しながら、最後には模擬ADRの実施にいたったことが成果である。

### 3. 法情報出前講座

#### 3.1. 実施の必要性と経緯

「法を使う」ために法情報を集めることは、法教育の根幹をなす「アクション」の出発点となろう。法学部以外の専門分野に進む学生であっても、各自の専門分野で、法制度や判例を調べ、卒業研究で引用する機会は少なからずあるだろう。その他の生活面で必要に迫られ、法情報に触れる必要も出てくるだろう。卒業後はなおさらである。関心のある問題について法令や判例、法学文献の検索、読み方、引用方法について知る機会が多いほど方がよいと考え、法情報のツールについて学修する時間を予定していた。しかし、上述のとおり図書館にも立ち入れない今年度前期の状況では、学内からでなければ法令や判例のデータベースにアクセスできないことが障害であった。

この大きな問題が解決できたのは、ひとえに中村有利子氏のオンライン出前講座のおかげである。中村氏は日本では数少ないローライブラリアン（法専門司書）のおひとりとして、法学研究者や実務家、法学部生や院生のために、日々更新される最新の法情報を常に確認し、対応しておられる<sup>8</sup>。あわせて、法学部以外の大学生や一般市民に向けて、法情報の入手、選択、活用方法を伝える実践にも積極的に取り組んでこられた。

ご自身も本務先の遠隔授業対応で多忙を極めておられるにもかかわらず、ご快諾いただいた出前講義は、学生にも教員にも貴重な学びの機会となった。

#### 3.2. 当日の進行

講義題目は「法情報を学ぶ～護身術を身に着けよう～」と指定された。法学の学習に必要な法令、判例、文献を集められるようになることが目的である。最初に、図書館利用方法、文献一般の引用法、書誌情報の基礎知識をおさえたいうえで、政府が提供する法情報のサイトや信頼できるサイト情報の見分け方、「コロナ禍でアルバイト先がお休みになり、お給料が入ってこない」という事例で法情報を集める方法、富山大学図書館と契約のある業者のデータベースを用いての法令・判例検索演習を、適宜クイズをはさみながら進めていただいた。

このデータベース検索演習も非常に役立った。中村氏の授業で使用した共通IDとパスワードを、講義後も担当者から期間限定で使用させていただいたからである。そのおかげで、受講生たちには、改正前後の法律条文を比較させることもでき、特定の判例について出典と評釈の所在情報を確認するという宿題を課し、授業で画面共有をして答え合わせをすることもできた。データベースを検索する

<sup>8</sup> 中村氏の取組等については龍谷大学のサイト参照。<https://www.ryukoku.ac.jp/nc/news/entry-4555.html>（最終閲覧2020年11月20日）

という作業課題は学生たちにも好評だったようで、方法がわからなければ積極的に質問が寄せられた。

講義の最後には「これから自分が読みたい本の書誌情報」を挙げるという課題を出していただいた。小説から他の授業の教科書、美術書、科学雑誌にいたるまで、実に多岐にわたる文献名が挙げられた。単純に統計だけからみれば、「書誌情報について理解できています」と明記されたのは、提出数 158 件のうち 96 件。「きちんと」までいただけたのは 69 件であった。今回は「理解できています」をいただけなかったからといって、評点での差別化はしていない。複数の文献を挙げている者もあれば、難しい書誌情報に挑戦して、ご指導いただいている者もいたからである。中村氏はその都度「二つも挙げてくださってありがとうございます」など、丁寧にコメントを返して下さっていた。

### 3.3. 所見

本学で、少なくとも今年度のように学期を通して遠隔授業とする事態が生じた場合、新入生のためにオンラインの図書館講習を準備していただくこと、通常は学内限定の法令・判例検索データベースも、今回の出前講義で業者の方にご対応いただいたように、期間限定で VPN 接続のアクセス制限を外すこともご検討いただければ学生の学修に役立つであろう。

この授業についての期末感想には「今まで知らなかった情報の集め方を知ることができた」「ISBN など知らなかったので自分の気になる本が、記号を用いて機械的に探せることを知りました」「(判例を検索して) 補足事項や反対意見などについてどのようなものがあげられているのか、またそれがどのように記述されているのかがわかってよかった」「法は絶対的なものと思っていたので、『法は変わるもの』と言われたのは驚いた」「官報を見ていなくても『見たことにされてしまう』のは驚いた」「普段使わないデータベースが使えて法律の文章が変わっていく過程を知ることができてよかった」などというコメントも認められた。

## 4. 実務法曹による教材案の活用

熊本県弁護士会法教育委員会では 2006 年度より毎年恒例の行事として、小・中学生を対象とした「法教育なるほどセミナー」を開催してこられた<sup>9</sup>。2012 年度から 2019 年度まで、熊本大学教育学部との関わりでは、セミナー前の実演会、学生有志による制作現場見学、児童・生徒の話し合いの場でのアシスタント体験など、教員養成課程での法教育を考えるうえで学生も教員も大変お世話になってきた<sup>10</sup>。

今回、現委員長の西村好史弁護士のご好意により、ご自身が考案された教材案や過去に実施されたセミナー資料をご提供いただいた。このうち、教材案の視点として重視されたのは①できるだけ意見

<sup>9</sup> 熊本県弁護士会法教育委員会の活動概要は以下のサイト参照。

<http://www.kumaben.or.jp/about/committee/comm15.html> (最終閲覧 2020 年 11 月 20 日)

<sup>10</sup> 最近の取組については以下を参照。上田理恵子・大野正久・竹中伸夫・八幡英幸「小学校における法教育を社会科教育講座で考える—熊本県弁護士会法教育セミナーをてがかりとして—」熊本大学教育実践研究 35 (増刊号) (2018), 119-128 頁。拙稿「学生主導による法教育関連移動教室の成果と課題」熊本大学教育実践研究 37 (2020), 189-196 頁。

を言ってもらえるような構成にする、②社会にでる前に知っておいてほしいことを内容とする、の2点である。それを反映して、構成には概ね①事前課題、②講義、③議論が含まれる。提案されたテーマはいずれも興味深く、これからも順次活用させていただく予定である。

以下では、そのなかから「労働者の保護」についての実施例を報告する。

#### 4.1. 教材案「労働者の保護」の概要と選択理由

例年ならば、新入生ガイダンスで消費者教育、アルバイトに関する諸注意等は本学でも丁寧に実施されているようである。しかし、今年度は異例の事態となり、そうした対応も限定的にならざるを得なかったと推測された。

そこで、まずは以下の2問について事前アンケートを実施した。「大学生になってから、新入生ガイダンス、授業、学外等で、アルバイトや労働法に関する説明会を受講したことはありますか？」(質問1)、「あなた自身のことでも、周囲の人のことでもかまいません。働いていて『おかしいな』と思ったことはありますか？」(質問2)。

案の定、質問1の回答者163人のうち「ある」5人(3.1%)、「ない」157人(96.9%)となった。「ある」の選択者の理由記述によれば、新入生ガイダンスで「しばらくアルバイトをしてはいけない」、「アルバイト中心の生活になってはいけない」と聞かされたという。

質問2の回答では、「ある」20人(12.4%)、「ない」140人(86.4%)となった。兄弟や知人など、周囲から聞かされた話として、「休み時間が不明確」「シフトを約束外の時間に入れられた」「残業代がない」「給付金を半ば強制的に辞退させられた」「本来、企業が揃えるべき備品代が給料から差し引かれる」等が挙げられていた。懸念される事態を身近で見聞きしている人たちが複数に上ることがわかった。

今回の具体的な到達目標は、1日8時間を超える場合には割増になること、深夜も割増になること、休憩時間の定義を知り、アルバイト先で不当に少ない給料や長時間労働にならないよう注意できることというご提案をいただいていた。より長期的には、今回の課題に答えるために調べたり考えたりすることで「今後、学生の皆さんが社会に出て困ったことができたときに、自分でいろいろ調べるときにきっかけ」になってほしい、というメッセージもこめられている。

#### 4.2. 実施手順

授業の流れは、①事前アンケート、②厚生労働省の教材「学生のための労働条件セミナー」の視聴(オンデマンド)、③課題の指示、④課題の解説と講義(同時配信)となった。

事前課題では、全国最低労働賃金の調査と学生アルバイトの時給計算問題を用意する。時給計算には法定時間外労働と深夜労働が含まれるように設定し、計算過程を示すよう指示する。

講義部分の提案によれば、雇用者と労働者の力関係に差があるため、民法上の対等な契約関係の規定だけでは労働者を保護できないこと、したがって労働法制が近代以降に整備されてきたこと、さらに近年では労働状況が急速に変化し、従来の法制が対応しきれていないこと、ブラックバイトやブラ

ック企業の問題は学生も無縁ではないことを解説する。時間に余裕があれば弁護士業と最近急増中の「退職代行業」についても言及できる<sup>11</sup>。この業者は退職届を提出するという「使者」の役割に終始せねばならず、例えば相手と交渉するといったように権限を越えた行為は非弁活動（弁護士法 72 条）として禁止されている。

当日の授業では、参考答案として示された計算方法を紹介したあと、発案者からの解説とメッセージを伝えた。就業規則によって異なる取り決めもあること、休憩時間といっても、例えばコンビニのバックヤードには待機しているなら、労働時間としてカウントされるなど、様々な配慮事項があるため、現実には具体的な事案に応じて計算しなくてはならないこと等である。

したがって、この課題に関する限り、たとえ結果の金額だけが出題者の解答と一致しても、計算の過程を示していない場合は、計算の過程を示して異なる解答になったものより低い評価とする、といった工夫をすることもできた。

今回、講義では社会権概念の成立史を扱った。社会権という人権概念の成立や欧米での労働法制の成立過程など、世界史上も法制史上も重要事項に関する理解を共有できたという多少の自負はある。

その反面、機器の操作に教員側が不慣れなため、グループ・ディスカッションの場を設定できなかったのが大きな反省点となった。導入する場合は、グループ内の意見交換で終了するにとどまらず、発表し合い、情報共有するのもよいだろう。教材案によれば、続いてグループごとの議論の時間も設けられている。テーマの例には、「自分が、あるいは友人がブラックバイトの問題で困ったとき、あなたならどうするか？」等が考えられる。

#### 4.3. 所見

切実なテーマだったせいか、受講生からは「印象に残った」「知っておいてよかった」という感想が相次いだ。「アルバイトを始められる年齢になってから学ぶ労働法は、より身近に感じられた」「自分が出した答えしかないと思っていたが、もう一通りの回答の仕方があって驚いた」「自分の仕事に対して発生するお金に関しては自分がしっかり責任をもてるようにしなければいけない」「大学生になってアルバイトを始めたので、今までの『何となく』ではなくて、（何時間以上働いてどのくらい休憩が必要なのかなど）ある程度のことはしっかりと知っておく必要があると思いました」等のコメントが得られた。

教材案にはこのほか企業の自由競争と法規制を考えさせるテーマもあった。最近の新聞報道をもとに、市場の独占をめぐって、大手通販企業、出品者の個別事業者、消費者の各立場からの話し合いをさせて導入部分とし、独占禁止法や不正競争防止法の規制や公正取引委員会の役割について学ばせる内容となっている。このテーマを詳細に扱うことはなかったが、別の時間に「いろいろな立場に立って考える」練習として、新聞記事を読ませて短時間のグループ・ディスカッションを実施してみた。議論の質は定かではないが、この話題に関して「盛り上がった」という感想が複数認められた。

<sup>11</sup> 例えば、職代行協会サイト <https://jraa.or.jp/>（最終閲覧 2020 年 11 月 20 日）

そうした声を知るにつけても、今回は「労働者の保護」の授業にも、必ずディスカッションの時間を設けようという思いが強まる。専門家による実際の事例解説も取り入れられればより望ましい。

課題は残しながらも、アルバイト等に関する説明を受けていなかったという新入生 160 人余りのために、今回の取組がささやかな貢献となっていることを切に願う。

## 5. 模擬 ADR の活用—さまざまな紛争解決方法を考える

### 5.1. 実施の背景と目的

今年度、担当授業科目「市民生活と法」では司法制度の基礎に時間をかけてみた。指定教科書に選んだ青木（2012）では、一つの判例や事件を読み進める過程で、法や司法の基礎知識を学ぶ内容となっている<sup>12</sup>。比較法学、法社会学や法制史上の知見を多く取り入れてあることから、広い視野から法や司法作用をとらえることができる。

民事法や民事訴訟の基礎知識を学ぶ章の事例で扱われた題材は、いわゆる隣人訴訟である<sup>13</sup>。主婦が買物に行く間子どもを隣家の主婦に預けたところ、その子どもが近所の溜池に落ちて死亡したことから、死亡した子どもの両親が隣人夫妻、加えて溜池の管理責任として市、建設会社、国を相手取って損害賠償を求めた。1983 年の津裁判所判決<sup>14</sup>では、隣人夫妻に対する損害賠償のみ認められたものの、原告被告双方ともに控訴した。ところが「隣人を訴える」ことに否定的なマスコミ報道が相次ぎ、加えて訴えた両親、控訴した隣人夫妻に対する非難や嫌がらせが殺到した挙句、双方が訴えを取り下げた。昭和 58 年 4 月 8 日には、事態を重く見た法務省は異例の「見解」を発表し、「裁判を受ける権利」を社会の圧力で侵害しないよう呼びかけるにいたった。身近な日常を題材としたこの事件は、実定法学、基礎法学を問わず研究対象とされ、最近でも法務省から法教育の教材に選択されている<sup>15</sup>。

民事紛争と解決する方法は、二つの極に分けて説明されることが多い。一方は紛争当事者による話し合い、すなわち当事者が直接話し合っ解決方法について合意することにある。最も迅速で、当事者の自主性、自律性が尊重される解決方法である反面、力関係などさまざまな要素に成否や合意内容が影響を受けるといふ不安定さも伴う。

もう一方の極は裁判所に訴訟を起こし、判決によって権利義務関係を確定する方法である。裁判という公営の制度を利用する以上、厳格な手続によって、公開の法廷で、裁判官や弁護士といった法律専門家の関与のもと、法律に照らして紛争を解決するため、公正さが強く保障されうえ、判決が確定

<sup>12</sup> 青木人志『グラフィック法学入門』新世社、2012 年。

<sup>13</sup> 星野英一編『隣人訴訟と法の役割』有斐閣、1984 年。

<sup>14</sup> 津地判 1983 年 2 月 25 日判タ 495 号 64 頁、判時 1083 号 125 頁。

<sup>15</sup> 例えば 1980 年代当時から、「特集・隣人訴訟と法の役割」ジュリスト 793 号（1983）、竜寄喜助「裁判をめぐる市民と弁護士—隣人訴訟と市民の戸惑い」判例タイムズ 500 号（1983）27 頁以下、星野英一『隣人訴訟と法の役割』（有斐閣、1984 年）、六本佳平『法社会学』（有斐閣、1986 年）250 頁、小島武司・クリスチャン・アティアス・山口龍之『隣人訴訟の研究—論議の整理と理論化の試み』（日本評論社、1989 年）等。90 年代以降も吉田勇「近隣紛争の社会的波紋（1）—新聞報道に表れた津地裁「隣人訴訟」熊本法学 86 号（1996）、31-91 頁等。大学の授業への活用を 80 年代から取り組まれてきた参考例として、柴田光蔵『タテマエの法 ホンネの法 第 4 版』（日本評論社、2009 年）39-134 頁。法務省のモデル授業例 <http://www.moj.go.jp/content/001317579.pdf>（最終閲覧 2020 年 11 月 20 日）

すると強制執行が可能となるため、確実な紛争解決方法でもある。

両極の間にはADR (Alternative Dispute Resolution, 代替的紛争解決手段) という多様な解決方法が位置する。公正で専門的な知見をもった第三者が関与する多様な紛争処理の仕組みが社会のなかに準備されることは、国民の法的サービスの普及につながるため、担い手や機関も拡充しつつある。裁判所の民事調停などの司法型、国民生活センターのような行政型、日本スポーツ仲裁機構等の民間型にわかれる<sup>16</sup>。法的サービスとして司法作用やその担い手を歴史的・比較法的に検証する成果も少しずつ蓄積されつつある<sup>17</sup>。

2016年の熊本地震後、熊本県弁護士会では、震災後の各種紛争を解決するいわゆる震災ADRに取り組んでこられた。2017年度には「法教育なるほどセミナー」中学生部会で実施された模擬ADRの事例も、それらの相談諸事例をふまえておられる。活用させていただいたのはその資料である。

## 5.2. 授業の流れ

セミナーの事案は、マンションの上下階に居住する甲と乙の間に生じた争いである。「甲」や「乙」には、その場に応じて人名を入れることができる。洗濯機と水道をつなぐホースが地震の際に外れたことが原因で水漏れが乙宅から発生し、階下に住む甲が被害を被った。甲は家具の買い替えとリフォーム費用250万円の支払いを乙に請求するべくADRを申し立てた。そもそも乙が水道の蛇口を閉めておけばこんなことにはならなかった、というのが甲の主張である。使用後に水道の蛇口を閉めるように取扱説明書に記載されている点も強調する。これに対して乙は、あくまで地震が原因なので不可抗力の事故であると主張する。自分もそうだったように、洗濯機のホースをつなげた水道の蛇口を普段から閉める人などめったにいない。加えて自宅の修繕費60万円を払って経済的にも苦しいことを訴える。

事前配布資料として用意されたのは、申立書の雛型、双方の言い分を整理したパワーポイントのスライド、洗濯機の取扱説明書、洗濯機と接続する蛇口の写真である。

当日は申立人甲、調停人、相手方乙の面談を前半と後半に分けて聞かせ、区切りごとにグループで話し合わせた。グループ分けの直前にはいずれも、3分ほど自分自身の考えをメモする時間をとった。

前半の冒頭では両当事者そろって出席し、調停人とともに紛争と双方の主張のあらまし、調停の進め方を確認し合う。その後、調停人が個別に当事者と面談する。面談で明らかになった当事者の言い分は、発言者の確認をとったうえで調停人が相手に伝えた。前半終了後のグループ活動では、それまでの情報をもとに気づきや印象を話し合ってもらった。まだ和解案を考えるようには指示しなかった。

後半では、甲が前より高価な家具を購入したことやリフォームに原状回復以上の費用をかけているという新事実、申立にいたったのは「乙からの謝罪がなかったことに腹を立てたから」という甲の気

<sup>16</sup> 国民生活センター<http://www.kokusen.go.jp/> (最終閲覧 2020年11月20日)、日本スポーツ仲裁機構<http://www.jsaa.jp/guide/doping/p04.html> (最終閲覧 2020年11月20日)

<sup>17</sup> 最近の例として、以下を参照。三阪佳弘編『「前段の司法」とその担い手をめぐる比較法史研究』大阪大学出版会、2019年。松本尚子編『法を使う／紛争文化』国際書院、2019年。

持ち、「甲から過剰請求されるかもしれないのが怖くてうっかり近寄れない」という乙の気持ち、双方ともこのマンションに住み続けたいという気持ちなど、新たな事実や詳しい心情が明らかになってくるしかけになっている。この面談を聞かせた後、再びグループごとに話し合わせ、今度は和解案を考えてもらった。時間に余裕があれば、いくつかのグループの和解案を発表させ、どの案がよいか投票させることもできるだろう。

提出された和解案は複数あったが、いずれか一方の要求を全面的に受け入れる案はほとんどなく、原状回復に必要な限度に減額することや、「正式な謝罪を含める」という案、乙の経済状況を考えて分割払いにする案などまで含まれていた。「そんな方法もあるのだと気が付いた」「他の人の考えをきいてなるほどと思った」というコメントが多数あり、グループワークの長所が発揮された例だと考える。

### 5.3. 学生の感想より

ADR の利点を理解し、評価する記述はかなり多かった。非公開であることや、当事者のこれからの関係に注目した発言が目立つのは、隣人訴訟を学修した後だからだろう。「まっとうな目的で問題解決を望むのであれば、わざわざ訴訟を行わなくても ADR で円満に解決を目指せる場合が多いと思います」「双方が納得出来る結果を得られれば、ADR では、双方の関係の悪化を防ぐことができる」「調停人が間に入るため、申立人も相手方も思っていることを正直に話しやすい」「第三者を交えることで、冷静な解決案がもらえる事や、非公開で行ってくれるところはとてもいいな、と思った」「ADR は訴訟よりも早く、安く、自分も相手も納得できる解決案が出せるということが分かった。日本では、誰もが裁判を行う権利を持っているが、お金の問題や時間の問題、近隣との関係性などから、裁判を行うという選択ができない場合もある。しかし、ADR を使用すればこれらの問題を抱えていても、解決策を見出すことができる。裁判を行えない状況にある人の権利を守るためにも、この ADR という制度は重要なのではないかと感じた」等の感想があった。

一方で訴訟の方がよいという声も、なかなか有力である。例えば、「当事者双方が歩み寄ることができない限りは解決には至らず結局訴訟になってしまう。であるならば多少のコストと時間がかかるとしても、厳正中立な判断が下される訴訟の方が良いと思った」「お互い一歩も譲ろうとしていない場合は裁判のほうが早く決められることもあると感じたので、場合によっては些細なことでも裁判に持ち込んだほうがよいと感じた」といった意見が挙げられた。

二者択一ではなく、訴訟の前置としての役割に注目した感想もみられた。「訴訟にまでは踏み切れなくても、その前段階としての ADR があれば安心できる気がした」「争いが起こった時にすぐに訴訟が起こるのでは無く、その前の段階で、双方が納得できる解決方法を探る機会があるのはとても良いことだと思った」「間に調停人が立ってくれるためトラブルがあった二人が直接話して口論へつながっていくことがないのも良いと思った」、「たとえ調停人が一般人であっても中立な立場で両方の立場を考え抜いて出してくれた結論であれば、よっぽどのことがない限りはそれに従いたいと思うだろうと思った」等の記述がみられ、完璧な紛争解決は存在しないにせよ、少なくとも「状況による使い分けが必要である」という考察にいたったことがわかった。

受講生の中に、調停員の役割の難しさや合意へ到達するまでの苦労に注目した人たちもいたことも認められた。「実際に自分が体験してみて、客観的に判断することの難しさを痛感した」「調停員によって解決案の内容は少しずつ変わってしまうと思いました。当事者間が完全に納得して和解するのは非常に難しいと感じました」「当事者は気が立っていたり、あまり都合の良いことは話さなかったりすると分かり、調停人はうまく詳細を聞き出す必要があると感じた。また、話を聞く際は、申立人と相手方でそれぞれ個別に話を聞くため、調停人には相手から聞いた話を平等にもう片方に伝えなければならない役割もあると感じた」等の感想があった。

ADRについては賛否両論あるが、制度内容をよく理解したうえでの意見が多数認められたため、少なくとも実践した甲斐があった。

## 6. おわりに

本稿では、教養教育で担当した授業における法教育の取組を考察してきた。法情報出前講義では専門家によるご指導のもと、受講生たちは身近な問題に引き付けて法情報を収集する方法を教わり、データベースも活用し、その前提として書誌情報について学ぶことができた。地域での実務経験や確かな情報源から弁護士の方々が作成された教材や資料を用いた授業では、教科書や講義と作業課題や議論を効果的に組み合わせることによって、学びの深まりを示唆する記述が、授業後の感想や期末レポートに多数認められた。

取組の目的や方向性としては一定の手応えが感じられているため、今後もよりよい取組を目指して、報告者は少しずつ試行錯誤を続けていきたい。

ただ、独りではどうしようもない課題も多々ある。大人数科目でアクティブラーニングを可能にする方法もその一つである。受講者数が200人近くなっても、前期はオンラインだからこそ安心して積極的にグループ・ディスカッションを取り入れることができた。しかし、後期に始まった対面授業で大教室を埋め尽くす受講生を前にすると、さすがに感染拡大への懸念からグループワークを取り入れる勇気は出なかった。講義の間、学生たちが前を向いていることを前提に対面授業へ踏み切るのではなく、学生相互のリアルタイムでの意見交換を活性化させる方策について、組織的にもいっそうの検討が必要だと思われる。

それ以前に、報告者の担当する教養教育科目に限ってみれば、内容や方法に関する情報共有や意見交換の場を学内で持つのが難しそうだという現状をどう克服するかが、さしあたっての課題ではある。

上田理恵子

富山大学教養教育院